

税制調査会（第3回総会）議事録

日 時：平成28年9月29日（木）13時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

ただいまから第3回税制調査会を開会します。

今日は、国際課税の問題と所得税の問題の二つが大きなテーマということになります。そして、まず、国際課税については、皆さん御承知の、いわゆる「パナマ文書」問題により、租税回避に対する問題意識が高まる中、先のG7伊勢志摩サミットや中国でのG20サミット等の国際会議の場で、BEPSプロジェクトの着実な実施に向けて、国際的に協調して取り組むということが確認されました。

今後は、このBEPSプロジェクトの実施段階として、その成果をそれぞれの国で段階的に制度化していくこととなります。このため、政府税調としても、このプロジェクトの勧告の趣旨を踏まえつつ、日本の実情に即した制度をいかに法的に構築するかという観点から議論を深めていきたいと考えています。

その国際課税に関する第1回目に当たる本日は、まず、この20年近くの間大きく変化してきた国際課税を取り巻く経済環境の構造を御紹介した上で、このBEPSプロジェクトの概要をもう一度振り返ってみたいと思います。

これらのテーマにつきましては、5月26日に開催されました国際課税ディスカッショングループでもじっくり議論しましたが、総会でも議論したいと思います。

二つ目のテーマである個人所得税につきましては、前回議論の第1回目として、これまでの議論の経緯を振り返るとともに、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築を中心に議論を行いました。

この議論の中で委員の皆様から、実に様々な御意見あるいは御指摘を頂戴しました。その中には、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築することの意義やその枠組み、所得税の財源調達機能の在り方等を踏まえた個人所得課税改革の方向性など、今後議論を深めていく上で必要な論点に関する多くの貴重な視点が含まれていたと思います。

今回は、その第2回目の議論として、これらの視点を含め、論点を整理した上で、更に議論を深めることとしたいと思います。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。皆様のメインテーブルには、本日の資料の入った封筒の他、前回の個人所得課税の議論の際に事務局から説明していただいた資料を今回も参考資料として置かせていただきました。後ほど個人所得課税の議論の際の御参考としていただければと思います。

それでは、二つのテーマのうち、最初の議題である「国際課税について」に入りたいと思います。事務局には、この議題に関連する資料を御用意いただいておりますので、事務局から御説明いただいた後、委員の皆様から御意見、御質問を頂きたいと思っております。それでは、主税局緒方国際租税総合調整官、よろしくお願いします。

○緒方主税局国際租税総合調整官

それでは、資料総 3 - 1 [国際課税①] に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

めくっていただいて目次ですが、資料は二部構成になっており、前半部分が国際課税を取り巻く経済環境の構造変化ということで、グローバルな環境、日本の置かれた環境を御紹介させていただきたいと思っております。

後半部分は、会長から御紹介いただきましたが、BEPSプロジェクトを踏まえて段階的に実施していくということになっております我が国の国際課税の課題を御説明させていただきます。

それでは、めくっていただきまして、前半部分ですが、3 ページをお開けください。これは御承知の方も多いかと思いますが、最近のグローバルな経済に占める各国、特に途上国、先進国、新興国の比率の推移です。過去、1995年から2014年の20年間で、世界全体の名目GDPは大体2.5倍になっておりますが、その中で中国やインドなどの新興国・途上国は顕著にシェアを伸ばしてきており、下の棒グラフを御覧いただくと、青い部分の先進国と赤い部分の新興国・途上国、この比率が20年前は8対2だったものが現時点では6対4という形になっております。

これが国際課税的にどのようなことかということは様々なインプリケーションがあります。BEPSプロジェクト等々を経て今後は国際協調の時代になってきていますが、国際協調を進めるに当たって、昔は先進国がほとんどライク・マインデッドということで同じような状況の国の協調でしたが、今後は多様な国々が協調していかなければいけないということが一点ありますし、今後、国際課税を国際的に運営していく中で、制度にひずみや欠陥、ほころびが見えてきますと、途上国・新興国は制度を根本的に変えようという問題意識も持っておりますので、そのような圧力が徐々に大きくなっていくといった背景があります。

4 ページ目です。こちらはグローバルなクロスボーダーの直接投資の状況ですが、棒グラフを御覧いただくと、直接投資の規模自体は非常に大きく、20年間で約11倍に増えております。これ自体は経済規模が拡大してきているということかもしれませんが、折れ線グラフに着目していただきますと、直接投資の対GDP比も増えてきております。これはなかなか解釈が難しいところであると思っておりますが、一定のGDPを稼得するために必要な直接投資が増えてきているということですので、一見すると直接投資の効率性が下がっているというようにも見えますが、どのようなことが起きているのかということをもう少し詳しく見ますと、5 ページをお開けください。直接投資の国別の状況を

1995年と2014年で比較しています。

1995年の段階は右側、負債と書いているところが直接投資、資金の出し手になっています。左側、資産と書いているところが直接投資を受け入れている国ですが、資金を出し、直接投資をしている国は、大体が資源国を中心とした資金力のあるところで、直接投資を受け入れているところは先進国を中心として実際に事業が行われているようなところとなっています。若干スイスやオランダなどの経由国も含まれていますが、これらについても自分の国のGDPを上回るというような状況にはなっていなかったということが1995年です。

下のパネルを御覧いただき、2014年の状況になりますと、状況がかなり一変しており、登場してくる国々が非常に経済規模の小さい島国のようなところが上位を占めており、かつ負債と資産、両方に同じような名前が並んでいます。これは、入ってきた直接投資がそのまま出ていくという経由地が上位を占めているということで、更に名目GDPとの比率を御覧いただくと、もう何百%、ある国について何千%といった名目GDPを遥かに上回る規模の直接投資が経由していつているという形に完全に質が変化しているという状況です。

6ページを開けていただきますと、オフショアの金融センターと呼ばれているものがあります。これは細かくて恐縮ですが、注1を御覧いただくと、BISがオフショア・センターというものを定義していますが、先ほど5ページで御覧いただいたものと同じような考え方で、経済規模に不釣り合いな資金のやりとりがあるようなところをオフショア・センターというように定義をしています。このBISの統計を見ていきますと、過去1988年から現在に至るまで、オフショア・センターというものがグローバルな資金の中の一番大きなシェアを占めています。アメリカやイギリスが続いていくわけですが、彼らもややオフショア・センター的な性質を持っている部分がありますので、このようなオフショア・センターの資金規模が非常に大きくなっています。

真ん中のグラフを御覧いただきますと、全体的な資金の量自体も非常に増えていきますので、このようなオフショア・センターにたまっている資金について、どのように税制上考えていくのかということが非常に大きな論点になっているという図です。

一方、7ページですが、今のグローバル経済では知的財産の重要性が非常に増しており、グローバルな使用料の受取額は過去20年で大体7倍ぐらいに拡大をしています。その中でどのようなことが起きているかということを下のグラフで示しています。丸で囲った国、イギリスとオランダを御注目していただき、左上の円グラフを御覧いただくと、これはクロスボーダーの使用料の受取りの上位を円グラフに示したのですが、アメリカは圧倒的な上位をキープしていますが、オランダとイギリスも非常に受取額が多い国に挙げられています。

一方で、右側の円グラフを御覧いただくと、特許の登録件数、出願者の居住地国別の内訳を挙げたものですが、最近、中国の出願が非常に多くて一番になっていますが、丸

で囲っておりますイギリス、オランダは出願件数が非常に少ない国になっています。

更に、下のグラフを御覧いただくと、折れ線グラフが各国のR&D投資、研究開発投資の名目GDP比ですが、先進国の中でオランダやイギリスは非常に低い水準で推移しています。これらを全体として眺めてどのようなことが見えてくるかといいますと、これはイギリスにつきましては、自分で研究開発に投資もしませんし、特許の出願も非常に低い割には、特許使用料、知財の使用料を受け取る段階になると非常に上位に上がってくるということです。これは研究開発をしている場所とその成果としての使用料を受け取っている場所がずれてきており、研究開発はアメリカとドイツ、日本というようなどころで行われて、実際、受け取る段階になった時には、イギリスやオランダといったところがそれを誘致しているということを示しています。イギリスには有名になったパテントボックスという制度もありますし、オランダにはイノベーションボックスといった制度もありますので、このような制度とも相まって研究開発の場所と使用料の受取りの場所がずれてきています。これは当然、国際課税的にもリスク要因になっているという状況です。

8 ページ目です。今度は日本の状況ですが、ごく簡単にお示しさせていただいています。左側は直接投資、右側は証券投資ですが、直接投資は過去20年で大体5倍に増加していますが、中でも中国やオランダの直接投資が増えてきています。一方で、証券投資では、こちらは20年で約4倍に増えていますが、特にケイマン諸島の重要度が高まっており、アメリカは圧倒的な一番ですが、それに次ぐ規模をケイマン諸島が占めています。そのため、若干程度は軽いですが、日本もグローバルな証券投資の状況と似たような状況が起きているという状況です。

9 ページ目、日本の知的財産使用料収支の推移です。非常に使用料収入が増加してきており、日本にとっても知的財産の重要性ということが非常に増しているということですが、下の表になっているところで、吹き出しになっていますが、こちらは使用料の支払先として重要になってきている国ということで、シンガポールとオランダを挙げさせていただいています。最近、特にシンガポールに対する使用料支払いというものが非常に増加する傾向にあるということです。

10 ページ目ですが、このような状況から示唆されている点を4点にまとめさせていただきます。

1 点目が、新興国・途上国のプレゼンスの拡大ということで、冒頭にも申し上げましたが、国際課税に関する協力もこのような新興国・途上国の参加を得て行っていくことが必要になっていますし、新興国・途上国がグローバル・スタンダードにコミットしてもらうことが非常に重要です。そのためには、グローバル・スタンダード自体もしっかりとメンテナンスをして、信頼に足る制度にしていかなければいけないという状態になっているということです。

2 点目がグローバル直接投資の増加と変質ですが、量も増えており、質的にも経由

地の重要度が増しているということで、このような経由地、経由しているだけでは問題がないわけですが、経由している場所に実質的な経済活動と関係のない不当な所得がたまっていくと課税上のリスクも増加するということです。

3点目が、オフショア・センターに資本が蓄積されています。これはオフショア・センターの利用状況の透明性の向上ということが鍵になってくるということです。

最後に、知的財産の重要性が高まっているということで、これにつきましては、申し上げましたように開発の場所と受取りの場所が離れているということのリスク要因ということが重要になってきます。この辺りの知的財産については特に付言させていただきませんが、実際、離れていること自体が悪いわけではないですし、シンガポールやオランダは先ほど例を挙げさせていただきましたが、全て悪いことが行われているというわけではないわけですが、リスクが高いということで、今後はこのようなところについて、より統計データ等々を整備して行って、実際の状況をどこまでが良くてどこまでが悪いのかということをもっとよく把握できるようにしていく必要があると思っています。

以上が、駆け足で恐縮ですが、国際課税を巡る実像です。

後半部分、11ページ以降がBEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の課題です。

まず、冒頭に12ページの資料を御覧いただきたいと思います。こちらはいわゆる「パナマ文書」が公表された時に、その直後にG20がワシントンで開催され、その流れでG20、その後のG7で国際的なそのような「パナマ文書」が示唆するような問題について、どのように対応していくかということをも3本の柱でまとめたものです。

一番左側がBEPSの柱で、一番下を御覧いただくと、多国籍企業による過度な節税への対処ということでBEPSをしっかり行っていきましょうということが柱です。

真ん中の柱が、海外への資産隠しを通じた脱税の防止ということで、BEPSは行き過ぎた節税でしたが、真ん中の柱は普通の脱税の話で、脱税にグローバルに対処していくためには透明性、情報交換の拡充が必要ということになっています。この流れの中で1点御紹介させていただきたいことは、真ん中下のほうに、来年のサミットまでに非協力的国のブラック・リスト化というものが書いており、透明性・情報交換をしっかり行っていない国をグローバルにブラック・リスト化しようという動きが進んでいます。

更に、その下の箱ですが、ブラック・リストに載り進捗が見られないような国については、防御的措置、いわゆる対抗措置を各国で導入していこうという話になっており、この点については、今まで日本でこのようなことを行ったことはありませんが、今後は国際協調の中で国内法制の面でも考えていかなければいけないというものが出てきています。

最後の柱、右側です。これは税だけの話ではありませんが、マネー・ロンダリングやテロ資金等々の不正な資金の流れに対処していくために、「パナマ文書」等で指摘され

た法人や法的な取決め、信託等の取決めについて、その後ろ側に控えている実質的所有者の情報の透明性を高めることが必要であるということが3本目の柱になっています。この中の一番左のBEPSについて、これから御説明をさせていただきたいと思いません。

13ページ目ですが、BEPSプロジェクトは、グローバルなビジネスモデルの大きな構造変化が進んでいく中で、各国の税制や国際課税のルールがこのビジネスモデルの変化に追いつかずに、ルールと経済実態との間にずれが生じ、そのずれを利用することで課税所得を人為的に操作されて課税逃れをされるといったことが起きているので、これに対抗して、公正な競争条件を作るために各国は協調していきましょうというのがBEPSプロジェクトでした。

このずれを正すために各国が協調して、各国が国内法制もそろえて改正していきましょうということがBEPSプロジェクトの肝で、三つの丸がありますが、三つ目を御覧いただくと、①として、今後、BEPSの実施フェーズというものに移っていきますが、各国が合意事項を実施していき、それを相互にモニターしようというフェーズに入っています。そのため、日本も段階的に必要な改正を進めていき、それを相互監視の中で他国からもモニターされるという段階に入ってきているということです。

BEPSプロジェクトの三本柱、下に三つの丸が書いていますが、一番大切なのはAの丸、緑色の丸で、グローバル企業は払うべきところで税金を払う、価値が創造されたところで税金を払うというやや当たり前のことですが、非常に重要な点が確認されており、これは実際に価値創造が行われた、事業が実質的に行われた場所で課税所得が認識されるべきということです。これが違う場所で課税所得が認識されると租税回避になるということで、この実質性の原則をベンチマークにして制度改正を進めてくださいということがBEPSの大きな柱になっています。これを赤い丸、青い丸、透明性、予見可能性の柱で支えているという構造になっています。

14ページですが、これを踏まえて、日本としても段階的に法改正を進めていく必要があるわけです。既に行動1、2、13といったところは法改正で段階的に対応してきていますが、今後残された課題として法改正が必要な分野が四分野あります。四角で囲っていますが、行動3の外国子会社合算税制、行動4の利子控除制限制度、行動8-10の移転価格、特に無形資産を用いた移転価格、行動12のタックス・プランニングの義務的開示、この四つの分野が今後法改正、要否も含めて検討が必要というものになっています。この四つについて、順次、簡単に御説明をさせていただきたいと思いません。

15ページをお開けください。まず、一つ目が外国子会社合算税制ですが、こちらにつきましては、今年の年末の改正、29年度改正の作業におきまして総合的に検討して結論を得ようということで作業を進めているものです。外国子会社合算税制は、従来、いわゆるタックス・ヘイブン対策税制と呼ばれていた時代がありますが、その名前が示唆しているように、軽課税の環境にある外国の子会社を使って、そこに所得をためてい

る場合に、そこにたまっている所得を日本の親会社の所得として合算をして課税をするという制度です。

具体的には、16ページをお開けいただきますと、もう少し詳しいスキームが書かれています。左のところ、特定外国子会社等と書かれているところの下に20%未満という数字が出てきますが、先ほど申し上げました軽減課税環境というものを、現在は会社の税負担割合が20%未満かどうかということで見えています。この20%以上を会社が税負担をしていますと、そのまま制度の対象外という形になっています。

この20%未満の軽減課税の環境にある子会社につきましては、真ん中の適用除外判定を経由し、ここで会社として実体があるかどうかを判断して、実体がないとされた場合、いずれかを満たさないと実体がないと判定されるわけですが、そのように判定されると会社単位で合算をすることになります。全てを満たして会社単位で実体があるとされた場合は原則適用除外ですが、そのような場合でも、資産性所得と呼んでいますが、事業活動等々を行わずに物を持っているだけで入ってくるような所得については、資産性所得ということで、その部分についてだけ合算をするという制度になっています。

17ページ目です。これにBEPSの議論を踏まえ、どのような方向性で見直しを行っていくかということですが、問題意識としては、経済実体のある場所で得られた所得については合算せずに、実体を伴わない所得については合算しましょうということで、その目線で現行の制度を見ますと、右側のイメージ図ですが、二つの問題箇所があります。

一つ目は、右側の赤い四角ですが、実体を伴わない所得であっても合算されない部分があります。これは20%以上を負担していると自動的に合算対象から外れているということで、その部分は実体を伴わなくても合算されないケースが出てきます。一方で、下の部分であっても実体のある事業からの所得でも一部合算されてしまいます。適用除外基準がうまく機能せずにこのようなケースも出てくる場合があります。この二つの問題点がありまして、見直しのイメージですが、下のイメージ図を御覧いただくと、この二つの四角のところをうまく凸凹をならし、経済実体のない受動的所得であれば合算をして、実体のある事業からの所得であれば合算対象外とするという形に整理をしていくというのがイメージです。

しかし、左のところに赤いポツがついていますが、これを行っていく過程において、事業者や納税者の方々に過度の事務負担が生じないようにする方策が別途必要で、そのために、今はトリガー税率がありますので20%以上の企業については何も行わなくて良いということになっていますが、それに代えて何らかの事務負担の軽減のメルクマールが必要ではないかということで、今後検討が必要ということです。

これにつきましては、実体を伴わない所得の部分、現在、トリガー税率の上側にある部分についても、ペーパーカンパニーなどの本当に実体が伴わないようなところにつ

いてはしっかりと課税をした上で、この負担軽減措置という目線で、会社単位で20%以上の税負担をしていれば、それで事務負担を考慮して制度の外側に置くということも一つのオプションとして考えられるのではないかというように検討しているところです。

18ページ目ですが、利子控除制限です。利子控除制限と、この次に出てきます移転価格につきましては、BEPSプロジェクトでもまだ最終的なガイドラインの詰めを行っているということもあり、中長期的な課題として御検討いただきたいと思っています。現在、利子控除制限、日本では調整所得金額、いわゆる所得金額の50%を超えるような利子を払っている場合には過大な利子であるということで損金算入を否定するということを行っていますが、19ページ目、BEPSではどのような議論が行われたかといいますと、同じような考え方でEBITDA、所得を基準にし、その10~30%、この中で各国が設定するベンチマークを超える部分については、過大な利子として損金算入を否定します。これを各国そろえて行いましょうということがBEPSで決まっています。そのため、これを受けまして、先ほどの50%を少なくとも30%以下のどこかに引き下げるということを検討するということです。また、BEPS対応を超えて、いわゆるデッドバイアスの問題をどのようにするのかといった問題も今後検討していかなければならないと考えています。

20ページ目からですが、移転価格課税関係です。移転価格課税は、国外の関連者等の間の取引で、関連性があるということを利用し、通常の独立企業間であれば設定したであろう価格とは違う価格を設定して所得移転をするということが行われた場合に、この独立企業であれば設定したであろう価格に取引価格を引き直して課税をするという制度ですが、21ページ目、BEPSでどのような議論がされたかということをもとめてみます。

様々な論点がありますが、今後、法改正の観点から一番注目していることは、行動8の二つ目のポツですが、実際に生じたキャッシュフローが当初の予測から大きく乖離した場合に、事後的に価格を調整できる所得相応性基準を勧告しているという部分です。これは何を言っているかといいますと、BEPSの中で一番大きな問題点の一つとして指摘された無形資産を使った所得移転は、関連者、例えば、アメリカ等で研究開発をして無形資産を開発して、これは所得が発生すると思われた段階でタックスヘイブン等の軽課税のペーパーカンパニーにこの所有権を安い価格で移転をして、その後、発生する所得をタックスヘイブン子会社にためます。

このような租税回避がよく見られるということで、なかなかどのような価格が移転価格として適切かということが分かりにくいわけですが、実際に無形資産を使用して所得が発生したという段階になって、その発生した所得を見て、これだけの所得が発生したのであれば、移転時の価格はこれほど安くなかったはずであるということで、事後的に価格を調整するようにしてはどうかというものが所得相応性基準です。これ

を検討してみたらどうかということが勧告されていますので、このような点を将来、中長期的には検討していかなければいけないというものです。

22ページをめくっていただいて、最後の四つ目の論点ですが、タックス・プランニングの義務的開示制度というものが勧告されています。BEPSプロジェクトは、タックス・プランニングが行きすぎた場合にこれを抑止しようというプロジェクトでしたが、そのような場合であれば、行きすぎたタックス・プランニングが行われた瞬間に目をつけて、そこに対抗措置を採ることが一番根本的であろうということで、タックス・プランニングをしている人、開発をして、これを利用者に販売をしている人、プロモーターと呼んでいます、プロモーターに租税回避スキームを当局に報告をさせる制度というものが義務的開示制度です。

これは現在、アメリカやイギリスやカナダといったところが既に導入している制度で、各国、様々ですが、このようなスキームを報告させる制度を入れることで、より有効にタックス・プランニングに対抗できるのではないかというものです。これは諸外国で行っていることは承知していましたが、日本の慣行になじみにくいのではないかということでもあまり議論されてこなかった分野でした。しかし、BEPSが行動の一つを割り振って検討して勧告をしているものですので、日本として、この制度をどのように考えていくのかということをお議論いただければと思っています。

この際、様々な論点がありますが、ここで1点だけ御指摘させていただきたいことは、行動12がBEPSの中で非常に特殊になっており、他の行動はクロスボーダーの取引、国際的な租税回避に着目していますが、行動12はこのようなある意味納税者との納税環境整備報告制度的な要素ですので、諸外国も含めて、まずは国内の制度として検討して、これをクロスボーダーに適用した場合の論点を議論しているという特徴があり、日本で議論する時にもこのようなことを踏まえて、国内の制度としてどのようにするのか、もしくはクロスボーダーの議論として検討するのかといった点も含めて議論を進めていく必要があると考えているものです。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、この国際課税について、委員の皆様から自由に御質問、発言、頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

では、三点ほど述べさせていただきます。

まず、最初のFDIの今の状況は変わってきていますという図があったと思いますが、5ページなどです。一般的に我々はFDIというと何となく途上国などで工場を建てるといふ、いわゆるグリーンフィールドインベストメントのようなことを考えますが、実

体は全く違うものですね。単に株式の出資率が10%を超えていれば対外直接投資とみなしているだけなので、一般的に思われているような対外直接投資、いわゆる工場を作りましたなどという意味での投資と、おそらくそのようなものではなく、普通に株式の取得や資金の移転など、そのような意味での対外直接投資として統計上表れてくるものも多分あると思うので、その後者の比率が徐々に上がってきているのであると思います。どのように考えてもモーリシャスに工場を建てるとは思えないので。

したがって、この辺りはおそらく対外直接投資の内訳、実体はどのようになっていくのかということを見ないと、本当のところは一体何が変化したのかというのは分かりにくいという気がしました。つまり、FDIの実体、定義の問題です。

二つ目は、7ページ目など、いわゆる移転価格税制に関わってくると思いますが、やはり今、例えば、研究開発は日本で行い、最終的には子会社などにIP、知的財産を売却して、結果的に税率が低いところに立地する子会社にIPを移転させるということが可能ですし、それが起きているということが何となく7ページ、9ページなど、そのようなところで示唆されていると思いますが、それはよく考えたら、我々は何を行っているのだろうという話になって、それは、我々は研究開発税制で、研究開発の拠点を日本に残そう、あるいは作ろうとしていて、一方で、その研究開発の成果は、知らないうちにオランダやイギリスに行っていますということになると、その研究の果実というものは日本に残らないということになってしまうので、これをどのように理解するのでしょうか。

これに対抗しようと思ったら、1、あまり行ってはいけないのですが、イギリスに倣ってパテントボックスを行うということ、2、移転価格税制のところを強化するという。ただし、言うは易く行うは難しで、例えば、子会社に売却した時の評価をどのようにするのかという話が出てくるし、所得相応基準で良いのか、あるいはアメリカのように超過利潤アプローチが良いのかということを考えていけないと思います。

私が申し上げたいことは、研究開発税制等を一生懸命行っているのですが、この成果というものは本当のところ、どこに行っているのかということを考えてみる価値はあると思います。

最後に、これはCFCルールに関わるのですが、国際課税の文脈でよく受動的所得や能動的所得という区別があり、これは理論的にはすごくきれいな区別です。17ページです。もし、子会社が受け取る所得、あるいは親会社が受け取る所得が、これは受動的所得です、これは能動的所得ですということがしっかりと区別できるのであれば、以前、法人税改革の時に我々が議論した法人間での配当に関する課税というところと関わってきます。一つの配当は、親会社の直接何らかの非常に深い関与があります。つまり、能動的に関与する子会社からの配当に対してはできるだけ課税をしないで、あくまで一投資家として出資して受け取った配当に対しては、企業であっても課税しましょうということなのです。

では、そこになぜ判断基準を設けたかという点、株式の保有率であったわけです。3分の1や25%や5%など、そのような形で行っていたと思いますが、もし、きれいに受動的所得と能動的所得というものがしっかりと区別できるのであれば、国際課税に限らず、企業間でのそのような配当のやりとりにもおそらく同じようなことを適用できると思うので、理論的にはすごく美しいと思います。ただし、実際、これはどのように定義をするのでしょうか。一般論としては、実体を伴うなど様々と言えると思いますが、実際、行おうと思った時に、さて、受動的、能動的というものを、株式の保有率を超えて、あるいはロイヤリティーや所得の定義を超えてどのように判断するのかなということは、私も答えがあるわけではないのですが課題であって、ただ、これはきちっと定義できると、様々な意味で企業間の取引の実態もとらえやすくなるのかなという気がしました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、上西特別委員お願いします。

○上西特別委員

納税実務と納税環境の点から発言させていただきます。従前、政府税調でBEPSプロジェクトやその成果を踏まえた対応をするなど、グローバル化という視点や文脈で公平な課税や適正な課税を実現すべきであるとして議論を行ってきました。議論の方向性はもちろん賛成ですが、追加的・確認的に申し上げますと、納税実務を巡る最近の環境というものはグローバル化だけではないと思います。ICT化も進んでいますし、また金融技術も進歩しています。このような進歩したICTや金融技術を活用した商品やサービスというものが多様に市場に登場しているわけです。

また、我が国においてマイナンバー制度が導入され、既に運用が開始されています。このような新たな制度インフラも議論の基礎に含まれるものと考えています。従前、中里会長もどのような制度を構築したら納税者利便の向上に資するのかなど、公正・適正な課税が確保されるのかといった観点から、税制についての議論を進めていくべきであるという旨の御発言をされました。同意見でして、この点、税理士の視点から更に申し上げますと、納税実務や行政を巡る環境が変化中、納税者の利便性の向上や適正、公平な課税、そして税務行政の効率化も含めて、これらを実現していく必要があると思います。そのため、更に掘り下げた議論をこの政府税調でも引き続きしていく必要があると考えています。

これまでの政府税調の議論では、家族や働き方の状況が変容していることなどを踏まえて、主に個人や家族に着目をして、我が国の経済社会の実情を相当に掘り下げて把握してきたかと思えます。これからの政府税調では、グローバル化は当然のことながら、今、申し上げましたとおり、ICT化なども含めた環境の変化を踏まえ、納税実務や税務行政を取り巻く経済・社会の変化についても把握して、取り組むべき課題を見

定めていく必要があると思います。

そこで、提案ですが、納税実務を巡る環境変化を踏まえて、納税者の利便性の向上、税務行政の効率化、適正・公平な課税をいかに図っていくのか、また、今後の検討課題も探るためにも、今までの経緯や具体的な対応の内容についてもおさらいをしてはどうかと考えていますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今、上西特別委員から御発言がありましたグローバル化やICT化などの環境変化への対応については、正におっしゃるとおりであると思います。それに付け加え、グローバル化の進展に伴い、国際的な租税回避の問題のみならず、国際的な脱税の問題についても的確な対応が必要ではないかと思われま。例えば、本日の資料でも12ページでは、海外への資産隠しを通じた脱税の防止、あるいは脱税等の不正な資金の流れへの対処といったことが問題として出ています。そして、緒方国際租税総合調整官からは、国内法の整備といった御発言もあったと思いますが、このような点についての検討が必要ではないかと思われま。

我が国が締結しています租税条約あるいは情報交換協定のほとんどにおいては、犯則調査、いわゆる査察ですが、この目的での情報交換が可能となっており、国際的な協力の枠組みとしてはおおよそ整備されているというように評価されています。しかし、他方で、その前提となる、今も申しました国内法の整備、つまり、国税犯則取締法という法律に基づく調査ですが、ここについてはICT化などの経済社会の変化に十分に追いついていないのではないかというように思われま。

例えば、企業の経営情報や財務情報といったものは、現在、ほとんど電子的な保持あるいは場合によってはクラウドサーバーへ保存されているといったこともありますが、査察調査でも、このようなクラウドサーバーに保存されている電子データといったものを証拠として収集する、そのような必要性も存在すると考えられるわけだ。

この点、刑事訴訟法という法律では、一定の手当てが行われていますが、査察調査の根拠である国税犯則取締法では、その部分がまだ未手当てであるということが現状です。そのため、このような脱税につきまして、国際的な協力のためだけでなく、ICT化に対応した適切な証拠収集を図るためにも、早急に制度整備を検討すべきではないかと思われま。国内法制度の問題とはなりますが、是非御検討いただくようお願いしたいと思われま。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

私からは、企業の経営者として、それから、中堅の幹部の頃から経験したことを申し上げます。私が働いています三菱重工業の場合は、どちらかというとい国内主体の仕事を長く行ってききましたので、輸出の仕事がほとんどで、海外で大きな事業展開をしたことが、昔はあまりありませんでした。

この20年ぐらいは、かなり海外投資をし、直接投資をしています。その前から小さな工場をもってはいたのですが、本当にノックダウン工場をいくつかもっている程度でした。その後、グローバル化が進み、競争上、海外に出て行かざるを得ない状況になっています。我々が戦わないといけない欧米の非常に大きな企業との競争などを見てももともと海外に立地しなければならない企業、すなわちユーザー、お客様が多く存在するため、そこ立地してある程度事業を行っているという企業と、私たちは少し違うなど感じています。

我々も近年、そのような経験の中で感じたことから言いますと、一つは、今回のようなことがあると、ある程度各国が歩調を合わせながらやっていくことになります。先ほど能動的所得や受動的所得などという話し話しがありましたが、米国の非常に大きな企業みたいなところは、様々な国に昔から拠点を置いて多くの投資を昔から行ってきており、その中には税率の低いところも含まれており、大きな寄与を持っております。そこに昔から最終的な利益は米国だけではなくて、様々な国に利益がたまった状態になっていると思います。

そのような状況を活かして、そこから直接例えば、ヨーロッパならヨーロッパのほとんどの都市に投資や活動を続けると、EU内で行われる限り諸税上の問題はありませぬ。逆に米国に配当を大きくすると、配当する時にまたそこで課税されることになって損であるので、そこでどんどん投資がずっと続いていくわけであり、その投資が非常に効果的な投資になるような場合があるわけです。EUの東欧圏の拡大の際なども、これまでの蓄積を活かして、東欧の市場を拡大するなど、一気に行っていきます。我々が従来から海外に展開していた欧米の大企業にチャレンジする時に、今の状態で同一制度での対応が行われますと、場合によっては物すごく不利な競争を強いられることがありえると認識しております。

それでも私ども会社がまだ幸せなことは、二十数年前からある程度のことは行ってきていますので、海外にそれなりの資産を持った関連会社が少しございます。今回の場合も、そこに集約して、そこでの事業ということで完結させていくというグローバルマネジメントということはできるのです。しかし、これからすごく日本で伸びて行くような新しい企業で、日本のためにも貢献できる場所は困ると思います。海外で広く展開することにより規模のメリットも得るチャンスが損なわれます。特に、これからネット社会になりますと海外と情報を共有しながら、従来ならとてもできなかったような語学力を持つなどの優秀なセールスマンの人たちを上手に雇い発展していく

ことができ、また、自動翻訳機などの活用など、どんどん新しい工夫をして、海外展開が進めば、その利益を日本に還元できるのであると思います。もし、そのような可能性のある企業でも、もともと土壌がないということやベースがないことによって、既に確立した強さを持つ欧米の企業との競争で不利になります。また、最近増えているのは、従来から活動している既存勢力のメリット、成功者メリットのようなところを活用することがあります。ある意味残った企業や、ある程度ベンチャービジネスで伸びたところなど、そのような会社を途中から買収していきます。日本の大企業の場合には買収による事業展開は上手にできており、国際競争力という面で、欧米で強い国や先進国の中でも様々なところへ展開していた企業等に負けない程度となっています。そのため、国際課税の潮流にある程度歩調を合わせながら、どのようなことが起こるのか慎重に検討していければ良いのではないかなという感じがいたします。そのような面から考えると、例えばこれから伸ばしたい新しい企業など日本のためになるようなことであれば、トリガー税率など、企業実務の簡素化に資する制度について、少し矛盾はあるかもしれませんが、何かそれに代わるようなものである程度助けてあげられるような制度があることが望ましいという感じが、特に実際の実務の感じから強く思います。

それと似たようなことですが、人的・知的資源を持っている会社の国際展開です。今、我々も日本で自分の持っている技術やIPで国際競争して単独で勝てるようなものはいくつもあります。そうしますと、海外のものすごく強い会社とお互いの技術を持ち寄って、ジョイントディベロップメントプログラムというか、R & Dプログラムを作ります。その成果は、一緒に行いますから、SPCを作ったりすることが多いのですが、SPCの場所を決める必要があります、例えば、独立した企業同士が共同で研究開発を行う場合には、知恵の源泉は日本とドイツにあったり、日本とアメリカにあったりするような場合には、それがどちらに帰属するのかということもあります。また、国際ジョイントプログラムジョイントジョイント開発プログラムのような開発プログラムでも親子間であれば迂回ではできないかと言われますが、独立企業同士がそのようなことを行っていく時には問題視されても、それ以上追及できない問題があります。それから、有名な大学と国際的なオープンイノベーションをずっと行う時も同じようなことが起こるのですが、その辺りのところは少し様々な検討を行っていった方が良いのではないかなという感じがします。

○中里会長

現実の御経験に裏打ちされた貴重な御意見、本当にありがとうございます。

それでは、野坂委員、お願いします。

○野坂委員

先ほど事務局の説明、大変分かりやすくよく勉強になりました。それを踏まえて、いくつか指摘と質問をしたいと思います。

やはり行きすぎた課税逃れ、多国籍企業による課税逃れを放置することはできません。これは大変重要な視点であって、現在、先進国、そして、新興国を含めて協調して新たなルール作りを進め、更に今、実施フェーズということで、実施段階に入っていることは大変評価したいと思います。

その実施フェーズで求められることは、やはりそのルールがしっかり効果をもたらし得るかという実効性とスピードであると思っています。現在、日本の取組み、BEPS計画における四つの課題を説明していただきましたが、日本としてはOECD租税委員会で議論をリードしてきたという経緯もあり、是非グローバル・スタンダードを日本がリードするような形で推進し、そのための必要な法改正に取り組むことは大事であると私はと思っています。

一方で、当然、課税逃れを防ぐことは大事ですが、健全な企業の活動に過度な負担、マイナスの影響を与えることは避けなければいけません。その目配りは当然必要であると思っています。また、最近、EU当局がアイルランド政府に対して、Appleに追徴課税しなさいという指示を出し、それにアイルランドあるいはApple、アメリカ政府も反発するような動きが出ています。これを見ていますと、今後、国際的な課税競争のようなことが起こり得るのかなと見ています。これまで、OECDあるいはG20など様々な場で議論をされてきたと思いますが、そのような健全な企業への目配り、配慮、課税競争への検討、そのような視点はこれまでも国際会議で議論されてきているのかどうか、また、今後、その点についてはどのような取組みが各国間の中であり得るのか、教えていただければと思います。

2点目の質問は「パナマ文書」です。日本の企業あるいは日本の個人も「パナマ文書」で明らかになったことをニュースで承知していますが、一方で、名前が出たからといって全て脱法行為であったかということ、そこはまた議論の余地があると思っています。その辺りの曖昧さはありますが、一方で、非常に不透明な部分が残っていることも事実であると思っています。

日本当局としては、この「パナマ文書」の発表を受けて、何らかの調査に乗り出したり、あるいはアクションをとったりされたのかどうかということについても是非見解、認識を教えてくださいたいのと、おそらく、この問題の背景は、やはり統計データが不備、なかなかそろっていないところに尽きると思います。先ほど10ページの一番上にも、統計データの整備は必要と簡単に書いていますが、統計データの整備をどのように、どのようなものを集めようと今、国際的に議論されているのでしょうか。これについても後日、補足して説明していただければと思います。

○中里会長

宮崎委員と林特別委員と諏訪特別委員の三人で一旦締めて次の所得税の議論に入りたいと思います。

それでは、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

この問題は正に外交であると思います。そのため、税務行政の延長線上だけで考えるわけにはいかず、全く次元の違う切り口が必要ではないかと思いますが、外交というものは最少の譲歩で最大の国益を獲得するプロセスですので、その過程で是非我が国経済が失速しないような工夫ということをしていただきたいと思います。そのバランスをとりながら、グローバルな仕組みをうまくフェアに作っていくということが大事ではないかと思っています。

それから、これからのビジネスの形が、例えば、クラウド上で完結してしまうようなビジネスで、先ほど来の実体というような御説明が必ずしも地面に張りついていないようなものも増えてくると思うし、その額も急速に大きくなっていくと思います。そのような時に、実体をどのように捉えるのか。このような仕組みは、最初にその仕組みを作ったところがイニシアチブを握りますので、それも外交的な感覚から、このようなプロジェクトの中で、是非リーダーシップを持って我が国は進めていただきたいと思います。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

BEPSプロジェクトの行動指針については、私が考えるにごもっともなことばかりなので、肅々と進めていただくしかないと思っています。ただし、ここでの本質的なことは、やはり国際課税におけるモニタリングを十分にすることによってしょうから、コストもかかるであろうということです。やはり公平な課税を行うためには情報が必要で、情報を得るにはモニタリングが必要で、モニタリングには費用がかかるということになれば、やはり公平な課税ということにはそれなりのコストがかかるということです。

やはり税務当局のマンパワーというのでしょうか、モニタリングの強化に対応できるようなマンパワーの拡充が必要ではないかと思っています。もちろん、効率化ということで様々なイノベーションがあるかもしれませんが、現行のマンパワーでも十分対応できるかもしれません。また、この財政状況の中、公務員の数を増やすということは難しいということもあるでしょう。しかし、そうであっても国際的な水準から見ると、税務当局の人的資源やリソースがどの程度のものかということをしつかりと比較し、足りないということであれば、今後のこの政策、施策の展開に必要な当局の充実が必要ではないかと私は思っています。

○中里会長

それでは、諏訪特別委員、お願いします。

○諏訪特別委員

国際的租税回避の的確な防止ということは非常に重要であると思いますが、本当に

ここで税制が強化されてしまうと、日本の中小企業にとってはかなりの影響が出てきます。中小企業、小規模企業も今、海外進出をかなり積極的に頑張っているところで、仮にトリガー税率がもし廃止されるとすると、本当に対象国が増えますので、これが複雑化してくると、本当に事務手続も大変です。実は私も海外展開を試みようという形で様々な国に行ってみました。やはり税理士、弁護士の方々を探すがまず大変でした。しかも価格が高く、そこに集中してしまうので、これ以上、複雑化してしまうと本当に対応し切れるのかと思います。また、確定申告の本当にタイトなスケジュールで行わなければいけない中、プラスアルファとして言葉の壁もあるということなので、ここは本当に慎重に、足かせにならないような制度の見直しをお願いしたいと思っています。

○中里会長

それでは、梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

御説明いただいた内容、一つ一つに関しては特に異論はありません。

一つ、日本の成長戦略を勘案して特に優先順位を上げていただきたいと思うことが、先ほどの知的財産の移転税制のところ。佐藤委員がおそらく冒頭におっしゃられた話とかぶりますが、これからの日本の成長戦略を考えていくと、研究開発型の企業、これは日本発の研究開発型の企業が日本で研究開発を行い続けるということに加えて、海外からどれだけそのような企業を引っ張ってこられるかということが大事で、これは経済産業省の別の委員会でもこのような議論を始めさせていただいています。

再生医療の分野では再生医療新法を成立させることで、実際、海外から研究者が集まり始めているという状況も出てきていて、これを例えば、ロボティクスや他の分野でどれだけ同じような成功を実現できるかということがこれからの我々にとっての大事な課題です。

そうすると、研究開発の成果からどれだけ果実をしっかりととれるかというところの歯止めというものは大変大事なもので、諸外国を含めてこのところをどのように妥当な制度を作っていくかというところは特に注力をいただきたいと思っています。

関連して二点目ですが、宮崎委員がおっしゃられた外交という話は正にそのとおりであると思います。COPの会議の時を考えれば、アメリカと中国を主要な枠組みに引っ張り込めるかどうかで、その制度に意味があるかないかが決まるという話でした。おそらく、今回の件もそれと同じであると思うので、日本としてターゲット国をどのようにして重要なテーマに引っ張り込むか、そのために誰を抱き込むかという交渉戦術のような部分をしっかりと組み立ていただいた上で、おそらく財務省はしっかりと行っていると思いますが、それを組み立てた上で、我々として早期に国内合意の形成を取りつけておく必要なものが何で、その札をいつ使うのかというような戦術を是非していただきたいと思っています。

○中里会長

田近先生、最後をお願いします。

○田近委員

もう既に外国子会社合算税制の話も出て、そして、緒方国際租税総合調整官の今日の御説明でも29年度改正の対応を考えるということで緊急度の高いテーマであると思います。宮永特別委員や諏訪特別委員がトリガー税率を永久に取られたら困る、あるいは複雑なことをされたら困るとおっしゃいましたが、もちろんそうであると思います。しかし、政府税調で議論することを考えれば、もう少し日本全体の企業課税のフレームワークはシェアしていく必要があると思います。

第一は、BEPSの行動計画で、外国子会社合算税制、いわゆる外国の特定子会社、CFCといいますが、CFC課税に対してどのような税制をとるべきかという行動計画が出ています。したがって、それとどのように整合的な税制に我々がするかということと各国との並びで我々はどのようにするのかということが第一のテーマであると思います。

第二は、先ほど言ったように、大きな目ということは、実は今日の17ページに一部出ています。17ページの行動計画3の一番左の問題意識の○の2番目で、私が非常に重要であると思うことは、2009年度に日本は外国子会社の課税の方式を大きく変えたということです。それまでは全世界所得課税といって、日本の海外子会社が海外で税金を払い、その後に日本に配当を持ってきた時には、その所得を日本の所得に全部に合算して税をかけます。その代わりに、外国で払った税金は二重課税になるので税額控除してあげるというように全世界所得課税をしていましたが、様々な理由の下に2009年度に、外国子会社配当益金不算入制度を導入しました。分かりやすく言うと、日本の海外子会社が海外で活動して税を払えば、そこで税関係は完結するということです。そこで海外で税を払って日本に配当を持ってきた時には、一部は課税対象になりますが、基本的には課税しないという非常に大きな国際課税の改革を行ったわけです。

そのインプリケーションはどういうことかといえば、それは日本の企業に、外国に行って、外国の企業と平等で仕事をしてほしいということです。正に宮永特別委員の御観点であると思いますが、それを支援しようということです。しかし、その結果、税的に考えれば既に海外に行って税を払い、それで日本に配当を戻した時には、税をそれ以上かけないということですから、海外に日本の資本が行くプレッシャーは高まっているわけです。それが第二点です。

第三点が非常に重要で、実は実効税率が20%より低いため、そのような国で得た所得を合算するということが、それも先ほどの説明のとおり、時代錯誤になってきています。そのような制度でなくて、トリガー税率20%、仮に20%と言っても、それ以上高い税額を多少払っても、そのような国に一つの方法としてパテントを移して、そこから利益を得ることで税を大幅に軽減できるということです。私が申し上げたかったことは、外国子会社合算税制はトリガー税率あるいは制度の運用、それ自身は重要です。

が、もっと日本にとって大きな次元での問題であるということを私はここで力説したいと思います。

そのようなコンテキストの中で、今日は問題の雰囲気、フレーバーを書いただけですが、これから議論していくべきで、執行に当たっての難しさなどは具体的な提案を検討することで解決していくべきで、方向性としては政府税調の中でシェアしていくべきであると思います。

○中里会長

ありがとうございました。

国際課税に関する初回の議論ということで、委員の皆様から様々な御意見、御指摘を頂いたわけですが、上西特別委員から、納税実務を巡る近年の環境変化を踏まえた対応について、重要な御指摘がありました。グローバル化のみならずICT化や商品・サービスの多様化といった納税実務・行政、それらを取り巻く環境が実際に大きく変化していると私も思います。このような納税環境を取り巻く環境変化への対応は、結局、納税者の利便性の向上を図るためにとっても重要なことではないかと思しますので、今後議論を深めていく必要があるのではないかと考えています。

そこで、まず、納税実務・行政を巡る近年の環境変化とそれへの対応として、これまでどのような制度的対応を行ってきたのか、更なるその評価や今後の課題について、次回以降の総会で事務局から説明をお願いしたいと思います。これはかねがねから考えていたことですが、よろしくをお願いします。

また、岡村委員から御指摘のあった「パナマ文書」等の問題との関係から、脱税事案、国税犯則取締法の証拠収集手続についての御発言があり、これらについても野坂委員の御指摘がありましたが、事務局において現状の問題を整理して報告していただきたいというように考えていますが、この二つはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、可能な範囲で事務局から説明をお願いしたいと思います。

それでは、次の議題の「個人所得課税について」に入りたいと思います。

事務局には、前回の総会で出された御意見を整理したものや参考資料を用意いただいていますので、まず事務局から御説明いただいた後、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

それでは、主税局小野税制第一課長、よろしくをお願いします。

○小野主税局税制第一課長

お手元の説明資料〔所得税②〕をお開きいただきたいと思います。

2ページを御覧いただきますと、前回の総会で頂いた主な御意見について、若干整理してまとめています。このページは就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築という部分について頂いた御意見です。

配偶者控除の103万円という基準は、配偶者手当の支給を決めるためのベンチマーク

になっているので、このような基準をやめてしまうほうがよいのではないかというような御意見。

二番目の御意見も配偶者手当制度の103万円という基準が残るのであれば、働き方に影響を与えるのではないかという御意見です。

三番目ですが、女性の就業調整については、税制だけではなく、企業の配偶者手当あるいは社会保険料の問題等についても併せて見直しを行う必要があるのではないかという御意見です。

四番目ですが、改革の目的として、女性の就労促進、低所得者対策、少子化対策などが挙げられているが、いくつかの点は相反する可能性もある中で、何をどのように選んでいくかは慎重に考えるべきではないかといった御意見を頂いています。

下から二番目ですが、配偶者控除はそれなりの役割があって存在したものであり、社会的に就労促進のために不要という結論を出して良いのか。家族という単位で負担してきた高齢の配偶者の世話や子育てを全部社会に負わせることが社会的なメリットになるのか考えるべきではないのかという御意見です。

最後ですが、配偶者控除を見直す趣旨は、単に就業調整をしなくて済む仕組みの構築ということではなくて、公平性・中立性の観点から、専業主婦、パートタイムまたはフルタイムの間で働き方を変えていくことを阻害しないようにする仕組みの構築であるべきではないかといった御意見を頂いています。

3ページを御覧いただきますと、具体案ということで、一昨年の本調査会でお示しいただきました、いわゆるA、B、C案について、それぞれ御意見を頂いているところです。一番上ですが、これについては配偶者控除を廃止した上で子育て支援のために用いていくべきではないかというA案というものに賛成する御意見。

二番目ですが、配偶者控除について議論する際には、配偶者に所得がない場合に、主たる働き手の可処分所得が減少することへの配慮、配偶者の貢献部分が含まれている主たる稼ぎ手の所得に累進課税が行われることに対する調整、非課税とされている帰属所得が高額所得者に大きく発生しているとの指摘、といった要素を考慮する必要があるということで、このような観点からは、たまたま配偶者に所得がないことをもって高額所得者に配偶者控除を適用とするということにも疑問がありますし、更にA案のように、全く控除を適用しないということにも疑問があるという御意見も頂いています。

配偶者控除を廃止して子育て支援に増収額を充てるのであれば、きちんと子育て支援に充てられるということを担保するスキームが必要ではないかという御意見。

更に、子育て支援の面で、税制が多く役割を果たすことには限界があり、むしろ社会保障給付の方が効果的に支援を行うことができるのではないかといった御意見を頂いています。

その次の二つがB案、いわゆる移転的基礎控除の導入に関するもので、まずB案に

については、働き方の選択に中立的な税制にするとともに、所得再分配機能の回復を図ることができる等の観点から望ましいという御意見があったのに対し、他方で、世帯単位を基本とするような控除の創設には慎重であるべきではないかという御意見もありました。

これより下の部分が、いわゆるC案に関連する御意見ですが、C案を採用することも一つの手法なのではないかという御意見。夫フルタイム、妻パートタイムの世帯が増加している中、パートの収入は100万円以内や150万円以内という者がほとんどであり、この見直しはこのような層に非常に大きな影響を与える。もっと働けば良いとだけ言って済むわけではないことを考えると、C案もあり得るのではないかという御意見です。

4 ページも引き続きC案に関連するもので、C案はアイデアの一つであるということと、また、現行の配偶者控除について、配偶者の収入制限を引き上げていくといった方法もあるのではないかという御意見も頂いています。

二番目ですが、政策資源を子育て世帯に充てるべきであって、C案のように、結婚している世帯やシニア世帯も含めて薄く広く充てるべきではないのではないかという御意見も頂いています。

夫婦であるということに対する支援をどのように捉えるべきなのか。また、夫婦ということで支援すると、離別、死別で子供を一人で育てているような場合に支援がなくなるということも考慮すべきではないかといった御意見を頂いています。

その他の御意見といたしまして、制度を見直したとしても103万円のような壁は必ずできる。このような金額の水準を高くすれば影響は少なくなると思うが、なるべく意識しないで運用ができるようなことを考えていくべきではないかという御意見。

同一労働同一賃金ではない今の社会では、就業調整をやめたとしても収入はそれほど大きくは増加しないのではないかという御意見。配偶者控除の見直しとともに、就労促進を目的とした控除、給付の導入について議論すべきではないかという御意見を頂いています。

以上が就業調整の関係です。

5 ページ目に、その他、個人所得課税全体について頂いた御意見をまとめています。上の三つが税収中立、財政中立に関連する御意見で、どの案を採用するにせよ、ネット減収になることは避けるべきであり、少なくとも税収中立、財政中立の形とすべきではないか。日本の所得税収の対GDP比は国際的に見ても低く、当面は税収中立を目指すとしても、中長期的には所得税の税収調達力の回復を議論していくべきではないかという御意見。

再分配よりも財源調達機能の強化という観点を重視すべきではないか。再分配を強調するのであれば、税収中立ではなくネットで増収とした上で、これから増加するであろう歳出に備えるべきではないかといった御意見を頂いています。

次の三つの御意見が、所得控除方式の見直しに関する御意見です。低所得者への支援を図る観点からは、税額控除方式に移行していくべきではないかという御意見。

所得税の再分配効果を高める上でも、所得控除方式から税額控除方式へ移行し、課税最低限以下の方に恩恵が届くよう手当や給付という方式へ移行することを進めていくべきではないかという御意見。

制度の簡素性と一貫性を担保するという観点からは、配偶者控除だけではなく、人的控除全体を税額控除方式に移行していくという方向に踏み切らざるを得ないのではないかという御意見を頂いています。

その他の御意見といたしまして、税負担の増減が社会の分断や不信感の増大につながるないように、見直しの必要性や妥当性について社会保障給付との関係なども踏まえて、国民的なコンセンサスが得られるよう丁寧かつ十分な議論を行うべきではないかという御意見を頂いています。

税制における所得金額は、様々な手当類の基準として用いられているため、見直しに当たってはこのような制度に与える影響にも色々と目配りしていく必要があるのではないか。

最後ですが、所得再分配機能を高める観点からは、金融所得の分離課税の税率を国税、地方税合わせて20%から25%に引き上げていくということも課題ではないかという御意見を頂いています。

以上が前回の御意見のまとめでございます。

次に、前回、103万円の壁の図を資料としてお示しした時に、田近委員から、これに社会保険料あるいは配偶者手当の分も書き加えた形で図を作っていたきたいという御指摘を頂いています。

7ページは前回の資料にもつけています。この10月からいわゆる130万円の壁の問題ですが、一部この基準が引き下がりがして、対象が約106万円ということになることに関する資料がついています。

8ページが田近委員から御所望のあった資料で、これは納税者本人の給与水準を500万円と仮定した上での作図です。横軸に配偶者の給与収入を置いておきまして、縦軸に世帯の手取り額です。前回の103万円の壁と基本的には同じ構図の図にしています。

配偶者の収入103万円のところを見ていただきますと、ここのところは特に壁ということではありませんので、若干角度が変わっているといったような形になっていることが見てとれるかと思えます。この線の少し下のところに緑色の点線をつけておりまして、吹き出しで納税者本人の配偶者手当が支給されなくなる場合と書いています。例えば、配偶者の収入103万円という基準で配偶者手当が支給されなくなるという場合がありますと、この赤のラインから少し下がって、緑の点線のラインに落ちていくという形で壁ができ得るという姿です。

更に、この赤いラインのところを着目していただきますと、配偶者の給与収入106万

円というところを御覧いただきますと、今、見ていただきましたように、この10月から一部の大企業の就労者につきまして改正がなされるわけですが、配偶者の給与収入が106万円のところで配偶者の社会保険料負担が発生します。ここの例では16万円ということですので、この図では配偶者の給与収入が106万に達したところで手取り額が下がり、499万円から483万円になるという形になっています。これで再び右の方に上がっていくわけですが、この106万円の時点で生じる手取り額の減収ということを補うためには、この右の方に目を移していただきますと、133万円の収入まで持っていく必要があるという絵です。

今の106万円のところは従業員501人以上の企業を対象とするものですが、それ以外の企業につきましては、引き続き130万円というところが一つのメルクマールになります。水色のラインのところを移していただきますと、配偶者の給与収入130万円のところで先ほど同様に社会保険料負担が発生します。手取り収入が515万円から498万円に落ちるといふ姿になっておりまして、同様に、同じだけの手取り額を確保しよういたしますと、右の方に目を移していただきますと、157万円の給与収入が必要になるということですので。

資料の説明は以上です。

○中里会長

小野税制第一課長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から自由に御質問、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、土居委員。

○土居委員

御説明ありがとうございました。

前回欠席していましたので、前回言えなかった分も含めてお話をさせていただきたいと思います。

第1回の総会で安倍総理から御発言があり、今回の所得税の控除の見直しは今まで以上に現実味を帯びてきていると本当に痛切に思いました。その意味では、確実に見直せるものをきちんと見直していただくということが大事であるのかなと思います。もちろん、我々は一昨年第一次レポートで論点整理をしたわけでありましたが、そこではもっと様々なことを述べてはいますが、この年末までの税制改正でできる議論は時間的な制約もあって当然限られているということを含めながら、配偶者控除を中心に様々改められることをより良く改めていただきたいという思いです。

そのような意味で言いますと、私の頭の中での優先順位ということ言えば、まずは税額控除化していただくということがなくてはならないところなのかなと思います。所得控除のままで改めると言っても、やはり所得再分配機能の回復というところがなかなかきめ細かくは難しいと思います。もちろん、税額控除化することとほぼ同じよ

うな意味の消失化する所得控除ということであれば、それは私が申し上げているような意味での税額控除化ということには該当すると言えますが、やはり我が国の税制の中で、特に国民の意識は所得控除というものに相当慣れ親しんできたというこれまでの経緯があるので、税額控除に変えたらどのように変わるのかというところがなかなかまだイメージが湧きにくいでしょう。しかし、この政府税調でも何度も議論するように、税額控除の効果というものは図解もされていますし、大分説得できる材料はそろってきたと思います。

後は、税額控除に変えることがさほど大きな損失になるわけではないということも国民にも御理解を頂くということが必要であると思います。税額控除に変えることが何かあたかも所得税を大增税するかのようなことでは決してないということを説得しながら、税額控除化の道を開いていくべきであると思います。

二点目に重要であると思うことは、税収中立という考え方を基本とするということです。これは骨太の方針などで閣議決定もされているわけでありまして、我が国の財政状況を考える上では大事な原則であると思います。ただし、そのようにすると、当然ながら減税となる世帯があれば増税となる世帯が出て来ざるを得ないということであると思います。そして、それは所得再分配機能の回復など様々な社会的な要請でもってそのような増税となる世帯が出ざるを得ないということはしっかりと説明していく必要があると思います。つまり、増税となる世帯が全くないような所得税改革というものはあり得ないということであると思います。

後、いくつか細かいところですが、先ほど前回の総会での御意見ということで出てきた中で、確かに私もそのような懸念があると思いつつも、解決方法はいくつかあると思う点について述べさせていただきたいと思います。

まず一つは、ひとり親世帯です。離死別などによりひとり親世帯で子どもを育てている方々に対してはどのようになるのかという御懸念があったということであると思いますが、今は既に寡婦控除が所得税制、個人住民税の中で設けられているということです。寡婦控除と連動して適当な控除の形に変えていくことは十分にあり得ることであると思います。

もう一つは、所得の高い人にまでより多くの控除を与える必要はないのではないかということは、所得再分配機能の回復という観点から私もそのとおりであると思いつつも、控除の要件として所得要件を設けるということは今までも既に配偶者特別控除、寡婦控除も所得要件がありますので、それを援用しながら工夫するという事はできるのではないのでしょうか。

それから、年齢のことで。若い子育て世帯により恩恵が及ぶような見直しというものがあるといいのではないかとすることは、私もそのとおりであると思います。今は、別の意味で年齢によって所得控除の額が違うというものはあるわけですが、配偶者控除で老人控除対象配偶者はそれ以外の配偶者よりも10万円所得税の控除が多いと

というような仕組みがあって、年齢によって控除の額が違うということは、今の仕組みでもあるということですので、今度は子育て世帯、若い世代に光を当てるということであるならば、若い世代の控除額をより多くするというような方法で、年齢によって区切るということは今の仕組みを援用できるのではないかと思います。

○中里会長

それでは、野坂委員、お願いします。

○野坂委員

私も前回欠席していましたので、今日紹介いただいた前回の議論、意見も踏まえて発言したいと思います。

やはり働き方に中立で就業調整を意識しないで済む税制あるいは子育て世代、若い世代に光を当てるとはどうかという点です。総論では一致していると思います。その必要性について異論はないと思いますが、今日御紹介いただいた前回の意見を見ましても、やはり多様な意見が出ていて、それぞれのライフスタイルの考え方、家族観を踏まえて、これを収れんさせていくことは大変なことであろうと思います。

私としては、おそらく今も土居委員もおっしゃられた、年末に向けて時間が非常に限られている中でできることは、収れんさせていくということではなくて、様々なメニューを示し、一昨年のメニューを更に深掘りした形で様々な案を示すことによって国民に広く訴えて、国民の議論を待つ、あるいは政治の判断を待つといったことが現実的な選択肢であるのかなと思います。

もちろん、大前提は、これも土居委員がおっしゃったように税収中立であると思っています。増税ありきのような議論が一部にあったり、それがまた国民の間に誤解を招いたりということがあるようで、それを懸念していますが、やはり税収中立という大原則の下で、あるべき税制を政府税調として考えるというスタンスは守るべきであると思っています。

以上が総論です。

各論ですが、各論はやはり大変難しいことではありますが、配偶者控除については、配偶者控除を見直せば全て就業調整を取り除けるような中立的な税制になるということではないし、また、女性が働きやすくなるということでもないと思います。したがって、これだけで解決することはないと思います。これは前回もどなたかおっしゃられていたように、各企業の配偶者手当や社会全般の様々な施策、社会保障施策を含めた対策あるいは若者に光を当てるといことになるのであって、配偶者控除見直しは万能ではありません。それは限界として我々は認識しなければいけないと思います。その上で、いくつか意見が出ていますが、一昨年のA案、B案、C案のうち、A案のいきなり配偶者控除廃止ということは、私は賛成できない立場です。

これだけ定着している中で、いかにソフトランディングする形で見直せるのでしょ

うか。どなたか配偶者控除について、配偶者の収入制限を引き上げていく方法もあるのではないかとおっしゃられています。これは例えば103万円を150万円や200万円に引き上げるといようなイメージであると思います。また新しい壁ができてしまうのではないかという意見も当然あるでしょうが、例えばその対象を限定的に子育て世代あるいは若くて低所得の人に限って適用するような方法で導入することも考えられ、それに合わせて何か政府全体の対策に絡めていくといようなことが選択としてあるかもしれません。

また、夫婦控除については、これまで議論に出ているように、何をもって夫婦と捉えるのか、シングルマザーをどうするのかなど、様々な課題、懸案があって、これを取り切るハードルは大きいと思います。したがって、もう少し丁寧な議論をして夫婦控除が最有力といような形で議論するのではなくて、丁寧に議論する必要があると思います。もちろん選択肢の一つであると思いますが、これについてももう少し掘り下げた議論が必要であろうという認識です。

いずれにしても、やはり就業調整を見直す、あるいは少子化対策など様々な目的が複雑にある中で、一つの方策ではなかなか解決できないという中では、税だけでは限界があるという前提の下で、様々なメニューを示し、それにプラス政府全体の対策と絡めて大きなパッケージを目指すという方向性が現実的ではないかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、平田委員、お願いします。

○平田委員

この政府税調の最終的な答申は総理に向けて出すわけですが、総理の向こう側に数千万人の納税者がいます。その納税者の方の中に専業主婦という人たちもいます。ここに少し負担をお願いしなければいけないといようなケースも出てきそうだとこのことですが、私は今回改めて三つの案、細かく言えば五つの案を見ましたが、基本的には土居委員の考えに近い考えを持っています。最初の頃と比べて議論が、野坂委員がおっしゃったように収れんするということではなくて拡散しているような状況を受けるのですが、それはなぜだろうかと考えています。例えば、専業主婦がいるということで子育てができないというわけではないわけです。専業主婦の人でも子育てをしている人はいるわけです。そのようなものを私と同じぐらいの税のレベル、知識しかない人たちにどのように説明をするのかということなのです。

様々なことを考えると、この多くのデータを出していただいて、消化し切れないぐらいデータがありますが、実は肝心の数字がありません。例えば新聞報道では少し出ていますが、資料の13ページに、男性雇用者と無職の妻からなる世帯が687万世帯あります。では、ここが配偶者控除の控除を受けている世帯の数と一致するのかどうかわかりません。

控除というのは大体総額で幾らなののでしょうか。それを例えば階層別に行うなど様々なことをした場合のシミュレーションとして、幾らの財源がそこから出てきて、一体どのような人を相手に子育てということでそれを給付するのでしょうか。要するに判断する肝心の材料がないのです。だから、丁寧にと先ほど意見が出ていましたが、もう少し納税者レベルでこのような問題があって、あまり乗り気ではありませんが、痛みを分かち合わざるを得ない状況ですので、それは消極的ではありますが、受け入れようというようなムードが出てこないことには、結局は我々が良い改正であると思っても納税者から見ると悪税であるというように受け止められかねません。そのところは、もう少し工夫していただけないかなということが一つです。

もう一つ、懸念していることは、3年前にこの議論を始めた時には、消費税を8%、10%に上げ、それを基軸にして、税と社会保障の一体改革ということで、その流れの中で法人税の問題を先に議論して、それから所得税、資産課税のところを議論していこうということで来たわけですが、肝心の消費税の2回目が二度にわたって延期されたということで、こちらの所得税、資産課税の方が前面に出てくるような状況になって、たてつけが非常に変わってしまいました。肝心の消費税のところも、オリンピックの後は大体通常は投資や消費が減速するということですが、その直前に消費税を上げるということは一体どのようなつもりなのかなと思います。

そのため、そのような中でこちらの、しかも家計に直接影響するようなところの税制の改正が前面に出ていくに当たっては、以前よりも増して納税者の人たちの納得を得られるようなデータをもう少し出していかないとなかなか難しいのではないかなという印象です。

○中里会長

ありがとうございます。

増田委員、お願いします。

○増田委員

私も前回、欠席したので少しお話ししたいと思います。

これまで、この場で事務局から随分御説明いただきましたように、家族の態様も大きく以前と変わってきています。ひとり世帯や夫婦のみの世帯はかなり数が増えてきて、共働き世帯がもう6割を超えるなど、更に働き方に大きな変化があり、非正規が4割に迫るぐらいの形になっている等々の社会の大きな変化がありますので、控除の体系がこのような社会の実態からずれてきているということをきちんと捉えて見直しをするということは当然必要なことであろうと思います。

今、一番重要な女性の就労促進や少子化の問題、特に働いている若い子育て世帯をどのように応援していくのかということ、そのための課題を各分野で議論していくことが大事であると思いますが、そのためにも、このような女性の就労促進等に、税が貢献する部分は限られているので、この政府税調の場で言うべき事柄でもないか

しませんが、当然のことながら国家の政策の中で労働政策や産業分野の政策など、他の分野の政策としっかりと足並みをそろえて進めていく中で税の分野もこのような問題に取り組む必要があります。税だけが頑張っても解決できないことですので、そのような中で税として取り組める部分に取り組むということであると思います。

所得税は当然所得再分配機能を担っているわけですから、その中で所得税控除の見直しをするということであると、公平な形になるかどうかということですが、何よりも今、やはり財源調達が税によってきちんとなされているかどうか、国家の財政状況を見る必要があります。そのようなことが喫緊の大きな問題ですから、今日も税込中立というお話がありましたが、増税にどうしてもなる部分、見直しをすればそのような部分も出てきますが、丁寧な上に丁寧な説明をし、実態をしっかりと数字で御説明するといったようなことによって、そのような増税になる人たちにも、少なくとも賛成ということでもなくとも理解をしていただくということによって税込を確保するということは譲れないところであろうと思います。

問題の配偶者控除ですが、必ずしも専業主婦といっても裕福であるということではなくて、実体としては、やむを得ず様々な子育て等の中で専業主婦を選択している所得の低い方々も社会の実体としていらっしゃいます。多様な層を念頭に税制を考えていかなければなりませんので、対象をあらかじめ定型的に決めつけるということは決してできません。社会でどのような層が実際に専業主婦になっているのかなどを丁寧に見ていかなければいけないと思います。また、配偶者控除を受けている方は確か1,500万人ぐらいと以前お話があったと思いますが、大変多くの人たちがそのような対象となっていますので、やはりこのような人たちの意向あるいは増税になるということであれば、その反対は決して無視できないことですので、以前A、B、Cの中でA案のように即撤廃という、これも一つの考え方で、就労促進を少子化という観点から撤廃するというのも一つの考え方ではもちろんあるのですが、それにしてもなかなか現実には実現は難しいであろうと思います。

A、B、Cの中でC案については、先ほど野坂委員からお話があったように、どのような方を対象とするか、夫婦というものをどのように捉えるかということがありますが、日本の場合に子供を出産するということは、法律上結婚した法律婚の男女が98%で、非嫡出子はずっと2%ぐらいで推移し、伝統的な家族観の下で日本の社会がこれまで成り立ってきて、今後どのようになるかということはもちろんあるのですが、ヨーロッパ、フランスも、北欧はもっと高いですが、フランスでさえ今、過半数以上が非嫡出子として事実婚の中で生まれてくるという統計があります。他の国もかなりそれに近い実体になっていますが、日本だけはそこは法律婚制度で守られていますので、夫婦となることが子供をつくる前提と思い切って割り切ればC案を採用するというのも選択肢としてはあるであろうと思います。

いずれにしても、今、この段階でA、B、C、どの案でというよりも、やはりこのよ

うな案それぞれについて、どの案を採用しても反対層は出てくると思いますし、難しさも出てくると思いますので、できるだけ深掘りをして、それぞれのどの案であっても反対の部分について、大きな働き方に中立的な税制を作っていく上では、このような部分は乗り越えなければいけないという深掘りした説明ができる材料をそろえていくということがこの場で今、必要なことではないかなと思います。

あと、先ほど土居委員が所得控除から税額控除という話がありました。この観点も非常に重要なことであると思います。どうしても高所得世帯に対しての優遇的な面ということなども考えますと、やはりきちんとした税収を確保する、一方で、控除がきちんと対象世帯に届くという意味で、このようなことも制度の改正の中で十分意識しておく必要があるのではないかと思います。

○中里会長

国民の皆様にご納得いただくための丁寧な御説明ということですね。ありがとうございます。

あと佐藤委員と林特別委員、それと梅澤特別委員、宮永特別委員と挙がっています。では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

まずは、最初に政府税調のここでの議論の範囲を確認しないといけないと思いますが、年末を目指すということであれば議論ができる範囲は絞られてしまいます。それは、配偶者控除ということになります。ただし、配偶者控除だけ改正しても、おそらく就労促進や所得再分配の強化というところにはなかなか行きつかないという気がします。

また、もし年末までの議論ということであれば、オプションを増やすということにあまり意味はなく、我々はもう既にA、B、Cを出しました。おそらく何となくB案は落ちてA案かC案かという話になっているかと思いますが、では、どのようにするのでしょうか。少しその辺のメリット、デメリットの論点は整理するとしても、あまりオプションを増やすということは現実的ではありません。ただし、政府税調として中長期的な観点から税制の在り方を考えるのであるということであれば、当然他の控除、それは給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除も含めて議論の視野に入ってくるということになると思います。

それは前置きで、簡単にどのようにしたら良いのだろうということは、むしろまだ頭の整理がついていないのですが、課題としてあり得ると思うことは何点かあって、第一点は所得制限をかけるということです。例えば、家族控除であれ、配偶者控除であれ、所得制限をかけると簡単に言いますが、誰の所得ですかということが問われると思います。つまり、仮に夫婦控除であるとした時に、まず、そもそもその控除はどちらに適用するのでしょうか。それは選択にして良いのかどうかも考える必要があります。また、選択にしたとして、その選択した人間の課税は個人単位ですから、その人の所得

に応じるのでしょうか。例えば、夫が夫婦控除を選んで妻が働いて、でも、妻の所得も高いかもしれません。そのような場合に、夫婦で合算した形で行わなくても良いのかということや所得制限という時に誰の所得で、どのような所得なのかということ、そして、個人単位なのか、世帯単位なのかということ、この辺りの頭の整理が必要であると思います。ただし、課税ということを考えると、個人単位ということは原則です。もちろん、実は配偶者控除や配偶者特別控除は例外であります。個人単位で完結するということは何らかの割り切りが求められるかなという気がします。

就労促進という観点からしばしば出てくるのは130万円の壁ですが、実は130万円だけが壁ではなくて、壁になりそうなものは他にも多くあり、それはよく財務省や総務省が後ろに付けてくれる図ですが、所得情報を使った他の様々な給付措置があります。前回は紹介があったと思いますが、社会保険料の減免や公営住宅などです。このようなものがあるので、しっかりとこれは個人所得課税改革する時にはこちらのこのような減免措置があるということに対しても目配りしなければいけないということはそのとおりであります。実はこのような控除などは所得が高くなれば、当然このような減免措置は当たり前ながら減っていきます。所得制限がありますから。実はこちらも同じような壁を作っているようなケースがあります。もちろん対象者は絞られると思いますが、でも、実は壁は決して社会保険料だけではありません。何を言いたいかというと、我々はもちろん税制でできることには限りがあるということです。しかし、税制以外のところにも就労促進に影響する要因がたくさんあります。それまでしっかりと網羅した形で見て、その中で我々は税制をどのように構築していくかということを見ないと中途半端になる可能性があるということです。

あと先ほど数字という話が出てきたと思いますが、正しいと思います。私も税額控除にするべきであると思いますが、税額控除の水準はどのようにするかという議論が第一にあって、今、38万円の配偶者控除を、最低税率は5%なので1万9,000円にしますかということ、1万9,000円の税額控除と言ったら個人住民税より低くなってしまいます。では、10%にしますかということや、あるいはもう少し何らかの意味で金額を調整しますかということなど、様々な考え方がありますが、結果としてそれが全体としてどれぐらいの税収の変化につながるのでしょうか。もちろん個人間で負担がどのように変わるのでしょうか。では、それを変えずに税収中立になるようにするには今度は何を調整しないといけないのでしょうか。それは基礎控除なのか、あるいは給与所得控除等々の所得計算上の控除なのか、あるいは他の控除ですかということも考えないといけないので、実際、いくつかのパターンで見て、ある程度の試算をしていく必要があるのかなという気がします。

あと最後に、実は忘れてしまっていることは個人住民税であり、個人住民税の方も当然今回の税制改革で影響を受けます。ただし、個人住民税は比例税なのであまり調整の余地がありません。例えば、最悪、所得税の場合は税率表を変えるという方法があ

りますが、個人住民税は比例税ですので、最終的にどこかで個人住民税と所得税の控除の間の整理ということも考えていかなければいけません。所得再分配の強化は所得税の使命として、応益課税が個人住民税の役割であるとすれば、それはそれに応じた控除の配分の仕方はあるというような気がします。これはおそらく大きな改革であるので今年中にできるとは思えませんが、ただ、何らかの形でこれは課題として残るかなと思いました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、林特別委員、梅澤特別委員、宮永特別委員の順番で締めとしましょう。それでは、林特別委員、お願いします。

○林特別委員

皆様、大きな話をされていて、細かい話で大変恐縮です。せっかく資料総3-2の8ページで田近委員の要望に対応して表が出ていますので、まず質問を申し上げて、その後、感想を申し上げたいと思います。

100万円のところに点々がないので住民税が考慮されていないようです。住民税を入れると、大体100万円ぐらいから変わってくるのではないのでしょうか。ポイントは、100万円前後で住民税の10%の所得割課税と定額の均等割り課税が来るはずですが、103万円のところでは、私の理解が正しければ、配偶者控除を配偶者特別控除と一緒に考えるのであれば控除額は保たれているはずなので、国税の5%が追加される効果のみがみられるはずですが、つまり、103万円では既に課税されている住民税10%に所得税5%が加わることによって、限界税率が15%になります。配偶者特別控除は、105万円を超えたところから段階的に下がってくるという理解ですが、これでよろしいでしょうか。

そのように見ると、この103万円の意味は何かというところがあり、結局、国税の課税最低限であるということです。これは広げて考えると、給与所得控除65万円と基礎控除38万円という話ですので、給与所得控除を今後変えるという話が出ればこの103万円も簡単に変わる話で、配偶者控除だけの問題ではない気がします。

また、地方税の限界税率は国税の限界税率の2倍で、103万円では合わせて国税の3倍の税率がかかるわけです。課税最低限の効果としてなら分かりますが、配偶者控除の効果として103万円に皆様が非常にこだわってらっしゃることについて、私は経済学的には理解できないところです。

あと企業の方も、実際103万円に合わせて扶養手当を出しているところもありますが、これは企業数で何%という数字は出ていますが、扶養手当を給付されている従業員数なり当該世帯員数で表す場合、どれぐらいのパーセンテージになるのかについては興味があるところです。中小企業になるほど扶養手当を支払う企業は少なくなるでしょうし、中小企業で働いている就業者の比率は大きいと考えます。また、中小企業ほど手当が手厚いところは少ないかなと思います。したがって、大企業で働いている就業者

の比率的は小さくなる訳ですから、この辺りのバランスも考えて理解をした方が良いのかなと思っています。

細かいところにこだわるようで済みません。

○中里会長

これはどうでしょうか。では、小野税制第一課長、お願いします。

○小野主税局税制第一課長

事実関係の確認ですが、この8ページの作図につきましては、住民税については所得割についてのみを含んでおりまして、均等割りは入れていないという形です。下のところに配偶者の給与収入に応じて小さいコメントがいくつか書いていますが、一番下の左側のところを御覧いただきますと、配偶者の給与収入が100万円のところから配偶者の住民税負担が発生するということがコメントで載せさせていただいています。配偶者特別控除について、今、林特別委員が言われたことはおっしゃるとおりであると考えています。

○中里会長

池田市町村税課長はそれでよろしいですか。

○池田自治税務局市町村税課長

結構です。

○中里会長

分かりました。

それでは、梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

一点だけです。どこを目指すかという話ですが、我々、高く目指しませんかという御提案です。議論の時間があまりないということやあるいは有権者、様々な層のことを配慮しなければいけないということ、政治家の方々が受け入れてくれそうにないということなど、そのようなことを言い出したら、党税調にお願いして我々は議論をやめれば良いと思います。ここでせっかく集まって、かつ、もう2年近く議論しているので、やはり何が一番理想的で、国として出しているメッセージをどのようにサポートするもので、施策として効率的であるかどうかということに徹底的にこだわりませんか。私のスタンスはもう前回申し上げたとおり、A案でいくべきであると思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

では、宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

私、A案かC案か、その辺りについては何とも言えないところがありますが、税制全体から見れば、目的税は目的税として様々なものに使われており、大体そこは検証さ

れるところですが、他方、税制の所得再分配機能や法人税、その他の税制のあり方などについて、実際に税を負担しているある程度一定以上の収入がある世帯であっても、あまり認識しているわけではなく、ある程度国の信用によって税が成り立っているというところだろうと思います。

そのレベルですので、そのような面で例えば、様々な意味での再分配などが日本全体の社会の在り方として、最適にうまくいっているかどうかということはなかなか評価の難しいところですが、ある程度何か指標というもので説明できるような努力は今後とも必要であると思います。やはり税金の使い道や様々なことを説明するということです。

さらに、そのような中でも先ほど林特別委員がおっしゃられた8ページのところでグラフがありましたが、例えば、500万円などのあるレンジのところで、夫婦世帯である収入が両方あった時に、これは実は前回、吉川特別委員からもずっと様々な話がありましたが、なかなか働こうと思っても働けなかったり、収入がアップダウンしたり、必ずしも努力して働こうとしてもできない場合や、夫の会社が急に今年はものすごく景気が悪くなって収入が落ちる場合もあります。また、パートで働くと思いがけず130万円の壁にあたることもありえます。例えば、例えば、企業の場合は、基本的には数年間にわたり繰延税金資産を計上する方法や資産を株式投資した時にある減損があったりした時の調整の方法など、様々な方法があるわけです。

ところが、ある一定以下のレベルの水準しかどのようにしても収入がない時に、少し逆の発想で手間もかかって大変なのかもしれませんが、やはり数年間、例えば5年間なら5年間、世帯である程度収入を平準化することがあっても良いのではないのでしょうか。例えば、ある事情で収入が下がった場合に、逆の意味での通年の還付請求や何らかの形ができるようなことをするということは社会ウエルフェアを上げていくレベルの考え方の一つにはなるのではないかという感じが実は前回、お話をお聞きしてから様々なことを感じましたが、そのようなことがあっても良いのではないかなと思いましたので、所得税の議論の時に一度申し上げたいと思いました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

レベルの高い議論を繰り広げていただき、本当にありがとうございます。それでは、この辺りで今日の議事を終了したいと思います。

本日は、まず国際課税に関してBEPSプロジェクトを踏まえた課題について、委員の皆様から様々な御意見、御指摘を頂きました。次回は、このいくつかの課題のうち、まず外国子会社合算税制の見直しについて、議論していきたいと思います。

個人所得課税改革に関しては、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築について、皆様から様々な御意見、御指摘を頂きました。今後はこれらについて議論を更に深め

るとともに、個人所得課税改革に関して残されたその他のテーマについても議論していきたいと思えます。

更に、先ほども申しましたとおり、これらの議題に加えて、納税実務・行政をめぐる近年の環境変化への対応について、次回、事務局から御説明をお願いしたいと考えています。

次回の総会につきましては、改めて事務局から御連絡します。

本日は以上です。本当にどうもありがとうございました。